

日本臨床鍼灸懇話会 会則 (平成 26 年 10 月改正)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は日本臨床鍼灸懇話会 (Japan Conference of Clinical Acupuncture Moxibustion) という。

(事務所)

第 2 条 本会は事務所を大阪府吹田市内本町 1 - 1 - 6 米山鍼灸院に置く。

(支 部)

第 3 条 本会は理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 4 条 本会は鍼灸臨床における症例検討、臨床研究および情報の交換を行い、臨床に携わる鍼灸師の資質の向上と、鍼灸医療の進歩普及に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 会誌、その他の出版物の刊行
- (3) 内外の関連団体との交流および協力
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 本会の会員は次の通りとする

- (1) 正 会 員 鍼灸師、医師、歯科医師、および鍼灸に関する研究業績または学識を有する者
- (2) 準 会 員 正会員の家族は準会員となることができる
- (3) 学生会員 鍼灸学校、大学医・歯学部学籍を有する者およびこれに準ずる者
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体または個人
- (5) 名誉会員 本会に特に功労のあったもので理事会の承認により、総会の承認を得た者

(入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第 8 条 入会金および会費は別に定める。

2. 入会金および会費の改定は、理事会および総会の議決を経なければならない。

3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要

しない。

4. 既納の入会金および会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の事業参加)

第9条 本会の会員は本会の主催する各種集会に出席し、会誌の配布受けるなど、本会の事業に優先的に参加することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の理由により、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、または団体である会員が解散したとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき
- (4) 第12条の規定により除名処分を受けたとき

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て会長が除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけまたは本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき

第4章 役員

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 20名以内（うち常任理事を若干名とし、さらにそのうち会長1名、副会長2名

以内とする)

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 本会の役員は次のように選任する。

1. 理事および監事は総会で選任する。
2. 会長、副会長は理事の互選で選出し、その他の常任理事は会長が委嘱し、総会で承認を得る。
3. 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第15条 本会役員職務は次の通りとする

1. 会長は本会の会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故があるとき、または会長が欠けたときには職務を代行する
3. 常任理事は理事会の議決に基づき会務を分掌し、会長、副会長に事故のあるときは互選によってその職務を代行する。
4. 理事は常任理事と共に会務を分掌し、理事会を組織してこの会則に定めるもののほかに本会の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は本会の業務および財産に関し、次の各号の規定する業務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の会務執行を監査すること
- (3) 財産の状況、会務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理

事会または総会の招集を会長に請求する
(役員任期)

第 17 条 本会の役員任期は次の通りとする。

1. 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。
2. 補欠、または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする
3. 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは尚その職務を行う

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは理事現在数および正会員現在数の 4 分の 3 以上の議決により会長がこれを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐え得ないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められるとき

(役員報酬)

第 19 条 役員は無給とする。

(顧問、相談役および参与)

第 20 条 本会には顧問、相談役および参与を置くことができる。

2. 顧問、相談役および参与は本会の会議に出席し、自由に意見を述べるができる。ただし議決権はないものとする。
3. 顧問、相談役および参与は理事会の決議にて会長が委嘱する。

(職員)

第 21 条 本会の事務を処理するため必要な職員を置く。

1. 職員は会長が任免する

2. 職員は有給とする

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 22 条 会議は総会、理事会および常任理事会とする。

(理事の召集等)

第 23 条 理事会は毎年 2 回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の 3 分の 1 以上、もしくは監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、会長はその請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

1. 理事会の議長は会長とする。
2. 理事会の召集は少なくとも 14 日以前にその会議に付議すべき事項、日時、および場所を記載した書面をもって理事に通知する。

(理事会の定足数など)

第 24 条 理事会は、理事現在数 3 分の 2 以上の出席がなければその会議を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者と見なす。

1. 理事会の議決は、この会則に別段の定めのある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第 25 条 理事会は、この会則が定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) その他、会長が必要と認めた事項

(通信理事会)

第 26 条 緊急を要する事項に関しては、通信理事会を開
催し議決することができる。

2. 通信理事会については別に定める。

(総会の構成)

第 27 条 総会は、第 6 条第 1 号の正会員を持って構成する。

(総会の招集)

第 28 条 通常総会は、理事会が必要と認めた時会長が召
集する。

1. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき会長が召
集する。

2. 前項のほか、正会員現在数の 5 分の 3 以上もしくは
は監事から会議に付議すべき事項を示して、総会
の招集の請求のあったときは、会長はその請求の
あった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなけ
ればならない。

3. 通常総会の招集は、少なくとも 14 日以前にその
会議に付議すべき事項、日時、および場所を記載
した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 29 条 総会の議長は、会議の都度正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 30 条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次
の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で理事会に
おいて必要と認めるもの

(総会の定足数)

第 31 条

1. 総会は正会員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席し
なければその議事を開き、議決することが出来
ない。ただし、当該議事についての書面に対し
あらかじめ意思表示したものは出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この会則に別段の定めがある
場合を除くほか、正会員の出席者の過半数をも
って決し、可否同数の場合は議長の決するところ
による。

(会員への通知)

第 32 条 総会及び理事会の議事の要領および議決し
た事項は全会員に通知する。

(議事録)

第 33 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長
および出席者代表 2 名が署名捺印の上、これを
保存する。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業にともなう収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、会長が管理しその方法は理
事会の議決により決める。

第8章 補 則

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(収支の予算および収支決算)

第37条

1. 本会の収支予算は総会の決議を経て定める。ただし総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。
2. 本会の収支決算は、年度終了後その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第39条 この会則は総会において正会員数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第40条 本会の解散は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経た上で、総会において正会員現在数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余資産の処分)

第41条 本会解散の時に存する残余資産は、総会の議決を得て本会と類似の目的持つ団体または法人に寄付するものとする。

(書類および帳簿の備付等)

第42条

1. 本会の事務所に次の書類および帳簿を備えなければならない。
 - (1) 会則
 - (2) 会員、役員名簿
 - (3) 資産登録
 - (4) 収入支出に関する書類および証拠書類
 - (5) 理事会および総会の議事に関する書類
 - (6) その他に必要な書類および帳簿
2. 前項の書類および帳簿は本会が解散する日まで保存しなければならない。ただし、前項第4号の帳簿は10年以上、同行6号の帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第43条 この会則の施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 従来の日本皮電学会に属した会員および権利義務の一切は本会が継承する。
2. この会則は、昭和59年度日本臨床鍼灸懇話会の日から施行し、当初の役員、事業計画、収支予算および細則規定は同総会の定めるところとする。
3. 本会則は、平成13年12月2日の総会承認を得

て、平成 13 年 9 月 1 日に遡って施行する。

細 則

(目 的)

第 1 条 この細則は、日本臨床鍼灸懇話会会則第 42 条の規定に基づき、会則の施行に必要な事項を定める。

(入会の申し込み)

第 2 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書と入会金および当該年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。

2. 準会員は正会員の家族であることを証明する書類を提出しなければならない。

3. 学生会員は学生証の写し 1 通または在学証明書を添えて申請しなければならない。

4. 準会員、学生会員から正会員になる場合は、第 7 条第 1 項の規定を準用する。

(入会審査)

第 3 条 入会審査は理事会において第 1 条に規定する書類等により行う。

(入会金および会費)

第 4 条 入会金は次の通りとする。

- (1) 正 会 員 10,000 円
- (2) 準 会 員 入会金は免除する
- (3) 学生会員 10,000 円
- (4) 賛助会員 10,000 円

2. 会費は次の通りとする

- (1) 正 会 員 10,000 円
- (2) 準 会 員 5,000 円

(3) 学生会員 5,000 円

(4) 賛助会員 10,000 円

3. 準会員・学生会員から正会員になる場合、入会金は免除する。

4. 入会を許可しなかった者に対しては、入会金および当該年度会費を返還する。但し、返還に要した費用は差し引くものとする。

(再入会)

第 5 条

1. 退会届を受理されて退会した者が再び入会する場合は、あらかじめ第 1 条に規定する書類と入会金および当該年度会費を納入し、理事会の審査を受けなければならない。但し、1 年以内に再び入会しようとした場合は入会金を免除する。

2. 会費滞納により退会とみなされた者が再び入会する場合は、あらかじめ第 1 条に規定する書類と滞納した会費および新たに入会金と当該年度会費を納入し、理事会の審査を受けなければならない。

(会員の事業参加)

第 6 条 準会員は臨床針灸誌の配布を受けることができない。その他の権利は正会員と同等とする。

2. 学生会員は総会および本会解散に関する議決権は有しない。

(退 会)

第 7 条 退会は退会届が本会に到着した時点で成立したものととする。

(除 名)

第 8 条 会員の除名を総会に諮るためには、会則第 12 条第 1 項に該当する行為を行った会員に対し、理事会

よりその行為を中止する旨の勧告・警告があらかじめ文書でなされており、かつ理事会において本人に弁明の機会が与えられていなければならない。

2. 総会に諮るためには理事現在数 4 分の 3 以上の議決を要する。
3. 勧告・警告通知文書は内容証明で作成し、1 通は本人に送付し、他方は本会が保存する。保存期間は 5 年とする。
4. 会則第 12 条第 1 項に該当する会員は、勧告・警告通知文書を受領した時点から総会において決議がなされるまでの間、本会事業に参加できないものとする。
5. 除名された場合、既納の会費は返却しない。
6. 除名された者は 5 年間再入会を認めない。またその間の本会事業への参加を認めない。

(内 規)

第 9 条 この細則の施行についての内規は理事会の議決をもって別に定める。

附 則

1. 本規定は、平成 13 年 12 月 2 日の総会承認を得て、平成 13 年 9 月 1 日に遡って施行する。
2. 本規定は、平成 26 年 10 月 11 日の総会承認を得て、平成 26 年 9 月 1 日に遡って施行する。

通信理事会に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、日本臨床鍼灸懇話会会則第 26 条にもとづき、通信理事会に関する事項を規定する。

(通信理事会の開催)

第 2 条 通信理事会は、理事または監事から緊急を要する事項について議案が提出されたとき、**konwakai-rijikai** メーリングリストにて開催する。

2. 通信理事会の議長は会長とする。

(議案の提出)

第 3 条 通信理事会に提出する議案は以下の要件を満たすものとする。

2. 議案には一連の議案番号を付すこと。
3. 提案理由を付すこと。

(議案の採用)

第 4 条 議案の採用には、会長、副会長および総務部長のうち 2 名以上の合意を要する。

(審議期間)

第 5 条 議案の審議を行う期間は、議案の内容により議長が決する。

(通信理事会の定足数など)

第 6 条 通信理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上がその議案の採決に参加したときに成立する。

2. 通信理事会の議決は、採決への参加理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(規程の改正)

第 7 条 この規程は理事会の議決を経て改正することができる。